

パ ブ リ ッ ク コ メ ン ト
令和3年12月20日(月)から令和4年1月19日(水)まで

第4次 光市子どもの読書活動推進計画(案)

～つながる読書活動をめざして～

令和3年12月
光市教育委員会

目 次

第1章 計画策定について	1
1 策定の趣旨	1
2 位置付け	2
3 計画の対象	2
4 計画期間	2
第2章 子どもの読書活動の現状	3
1 子どもを取り巻く社会情勢	3
2 国及び山口県の計画	4
第3章 第3次光市子どもの読書活動推進計画の成果と課題	8
1 基本方針1 家庭・地域における読書活動の推進	8
2 基本方針2 学校等における読書活動の推進	11
3 基本方針3 図書館における読書活動の推進	13
4 成果数値	17
第4章 子どもの読書活動推進のための方策	18
1 基本理念	18
2 基本方針	19
3 主な指標	19
第5章 計画の内容	20
1 基本方針1 乳幼児期における読書活動の推進	20
2 基本方針2 各学校段階における読書活動の推進	22
3 基本方針3 図書館における読書活動の推進	25
第6章 計画の推進	28
1 推進体制	28
参考資料	29
1 子どもの読書活動の推進に関する法律	29
2 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」について（通知）	30
3 第4次光市子どもの読書活動推進計画策定懇話会設置要綱	32
4 第4次光市子どもの読書活動推進計画策定懇話会	33
5 子どもの読書活動に関するアンケート	34

第1章 計画策定について

1 策定の趣旨

子どもの読書活動を社会全体で支援するため、国は、平成12年を「子ども読書年」と定め、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」を施行しました。この法律では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであること」とし、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」との基本理念を示し、国及び地方自治体の責務を定めました。

これを受け、平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」第一次基本計画を策定し、平成20年に第二次基本計画、平成25年に第三次基本計画、そして、平成30年に第四次基本計画を策定しました。

山口県においては、国の基本計画に基づき、平成16年に「山口県子ども読書活動推進計画（第1次計画）」を策定して以降、5年毎に改定が行われ、現在、平成31年に策定された第4次計画を実施中です。

本市においても、国及び山口県の計画を参酌し、平成18年に「第一次光市子どもの読書活動推進計画」、平成24年に「第二次光市子どもの読書活動推進計画」、平成29年に「第3次光市子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもが自主的な読書活動を行うことができるよう環境整備を図るなど、子どもの読書に関する様々な取組を推進してきました。

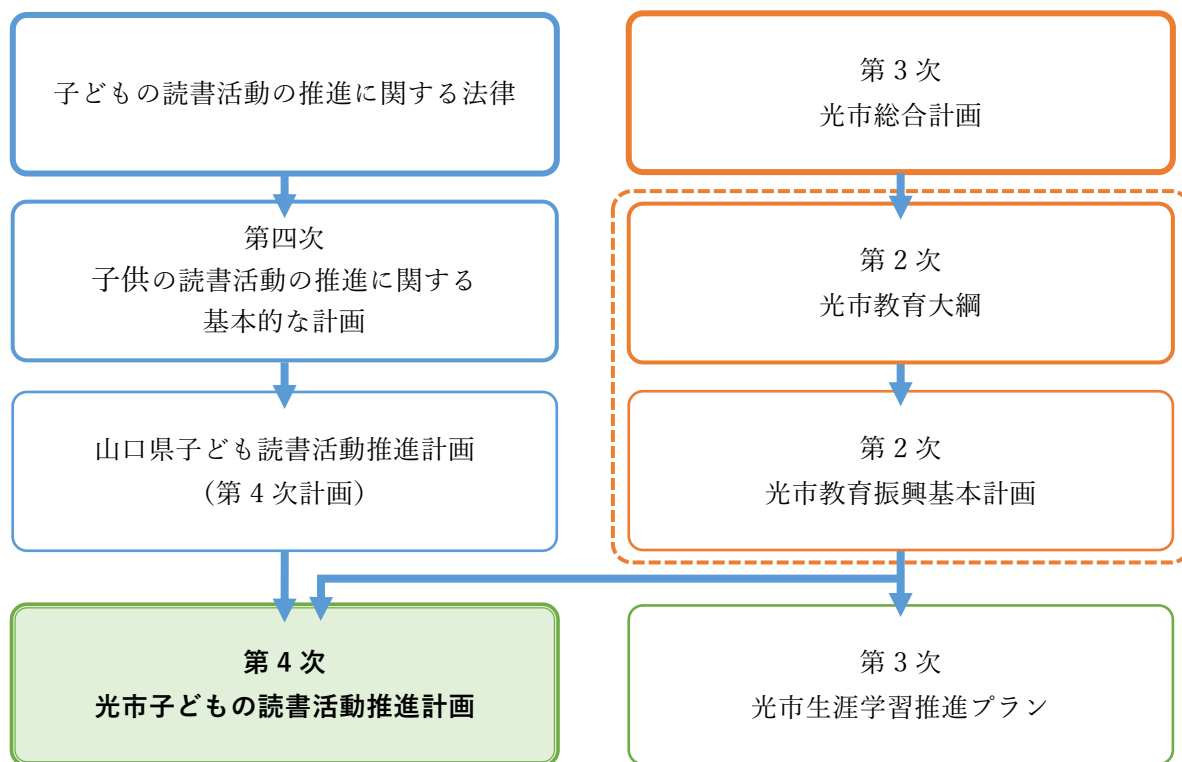
このたび、第3次計画が5年の計画期間を終了することから、学習指導要領の改訂、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号、読書バリアフリー法）」等の読書活動に関連する法制上の整備等の情勢を踏まえ、本市におけるこれまでの成果と課題を明らかにするとともに、子どもの読書活動の更なる推進を図るため、「第4次光市子どもの読書活動推進計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国が平成30年4月に策定した「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」及び、山口県が平成31年3月に策定した「山口県子ども読書活動推進計画（第4次計画）」を基本として、本市の子どもの読書活動を推進するために定めた計画です。

また、本市における最上位計画である「第3次光市総合計画」の子どもの読書活動推進のより具体的な施策を整理し、「第2次光市教育大綱」を中核とし、光市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画である「第2次光市教育振興基本計画」及び、本市の生涯学習施策をより総合的、計画的に推進するための指針である「第3次光市生涯学習推進プラン」との整合を図っています。

本計画を策定するにあたり、子どもの読書活動の現状及び変化を把握するため、市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校の協力を得てアンケートを実施するとともに、策定懇話会の開催やパブリックコメントを実施し、市民の皆様からのご意見を反映させています。



3 計画の対象

本計画における読書活動の推進の対象となる子どもは、おおむね18歳以下としますが、家庭、地域、学校等において子どもの読書活動と関わる市民や団体も対象とします。

4 計画期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。なお、社会状況の変化等により、計画の見直しを行う場合があります。

第2章 子どもの読書活動の現状

1 子どもを取り巻く社会情勢

世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の長期化は、人々の生活に大きな影響を及ぼしています。市民生活や経済活動が変化する中で、全国の小学校、中学校、高等学校等においては、臨時休校措置が政府から要請されるなど、教育のあり方にも大きな変革を起こしています。

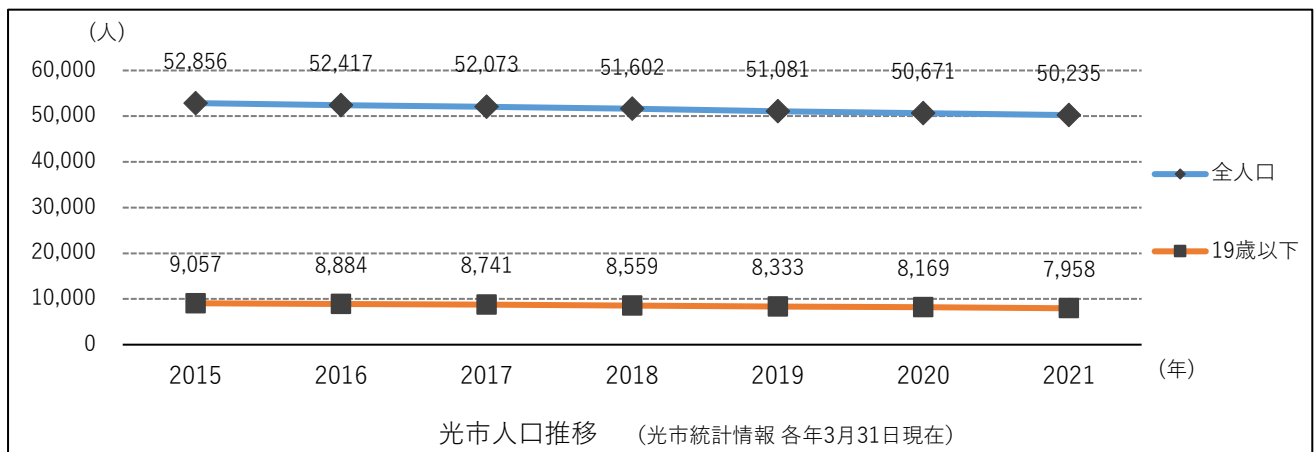
近年、日本では、人口減少に伴う少子高齢化、地域間格差、地域コミュニティの脆弱化等の課題を抱え、また、高齢者世帯、ひとり親世帯や共働き家庭の増加等により、子どもを取り巻く家庭環境や社会環境は大きく変化しています。

こうした世の中の急速な変化や予測が困難な時代にあって、子どもたちには、変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め新たな価値につなげていくことなどが求められています。

学校においては、平成26年に「学校図書館法」の一部が改正され、専ら学校図書館の職務に従事する職員としての学校司書を置くように努めなければならないことや、学校司書への研修等の実施について規定され、平成28年に「学校図書館ガイドライン」「学校司書のモデルカリキュラム」が作成され、学校図書館の整備・充実、学校司書に求められる知識・技能を整理したカリキュラムが提示されました。

また、学習指導要領等が改訂され、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から全面实施され、言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて言語活動の充実を図ることとし、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実することが求められています。

さらに、持続可能な世界を実現するための目標であるSDGs (Sustainable Development Goals の略) を達成するための取組が日本を含め各国で進められており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたってはSDGsの理念を最大限反映させることが重要となっています。



2 国及び山口県の計画

(1) 国の計画概要

第三次の計画期間において、図書館数が過去最高となったことや、児童室を有する図書館の増加、児童用図書の出冊数の増加、学校一斉読書活動を行う学校の割合が増加したこと、学校司書を配置する学校の割合が小学校、中学校においては増加傾向にあること等を主な成果としています。

一方、現状の①中学生までの読書習慣の形成が不十分、②高校生になり読書の関心度合いの低下、③スマートフォンの普及等による子どもの読書環境への影響の可能性との分析がされ、学校段階による子どもの読書活動の状況に差があることに留意しながら、乳幼児期から、子どもの実態に応じて子どもが読書に親しむ活動を推進していく必要があるとしています。

子どもの読書活動の推進が、家庭、地域、学校等を通じた社会全体で取り組まれるよう必要な体制を整備し、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、読書活動についての関心と理解を深め、取組の更なる充実を図るための普及啓発活動を行うことが重要であるとしています。

第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」 推進のための主な方策

ポイント

- ① 発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成
- ② 友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める

1 家庭

- ◇ 家庭での読書の習慣付けの重要性の理解促進
- ◇ 家庭での読書活動への支援
 - ・ 読み聞かせ体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡すブックスタート
 - ・ 子供を中心に家族で同じ本を読み、絆(きずな)の一層の深まりを目指す家読(うちどく)

2 学校等

【幼稚園・保育所等】

- ◇ 幼稚園教育要領・保育所保育指針等に基づき、絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備

【小学校・中学校・高等学校等】

- ◇ 学習指導要領を踏まえた読書活動の推進
 - ・ 児童生徒の主体的、意欲的な読書活動の充実（学校図書館の計画的な利活用）

- ・障害のある子供の読書活動の促進
- ◇ 読書習慣の形成、読書の機会の確保
 - ・全校一斉読書活動、卒業までの読書目標の設定、子供による図書紹介等
- ◇ 学校図書館の整備・充実
 - ・学校図書館図書整備等5か年計画の推進
 - ・学校図書館図書標準※の達成
 - ・情報化の推進
 - ・司書教諭、学校司書等の人的配置の推進

3 地域

- ◇ 図書館未設置市町村における設置
- ◇ 図書館資料、施設等の整備・充実
 - ・移動図書館の活用、情報化の推進、児童室等の整備、障害のある子供のための諸条件の整備・充実等
- ◇ 司書・司書補の適切な配置・研修の充実
- ◇ 学校図書館やボランティア等との連携・協力
 - ・学校図書館や地域の関係機関との連携
 - ・ボランティア活動の促進
 - ・地域学校協力活動における読書活動の推進

4 子供の読書への関心を高める取組

- ◇ 友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組
 - ・読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル)等

5 民間団体の活動への支援

- ◇ 民間団体やボランティアの取組の周知
- ◇ 活動への助成(子どもゆめ基金)

6 普及啓発活動

- ◇ 「子ども読書の日」(4月23日)
- ◇ 「文字・活字文化の日」(10月27日)
- ◇ 優れた取組の奨励(地方自治体・学校図書館・民間団体・個人を表彰等)

※ 公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として文部科学省が定めたもの

(2) 県の計画概要

これまでの計画において、県内各地の公立図書館で児童書の貸出冊数が、平成 25 年度の約 353 万冊から平成 29 年度の約 366 万冊に増加していること、平成 26 年度から平成 29 年度に、地域での子ども読書活動のネットワークづくりをめざして、県内 7 市で地域ネットワークフォーラムを開催し、図書館と団体相互の交流が生まれ、図書館を中核とした子ども読書活動のネットワークが構築されつつあることや、学校と公立図書館との図書館資料の借受や図書館司書による訪問、おはなし会やブックトークを行うなど、公立図書館と連携している公立小・中学校の割合が増加傾向であること等を成果としています。

一方、家庭においては、読書の勧めが行われていない家庭が小学生で約 5 割、中学生で約 6 割となっており、保護者に対する意識啓発が重要なことから、読書の大切さを伝える取組を必要としています。また、公立図書館における児童サービス担当者がいない図書館が平成 25 年度の 6 館から、平成 29 年度の 13 館に増加し、担当者の配置によるサービスの充実を図っていくことも必要としています。

小・中学校の不読率は、中長期的には改善傾向にあるが、高校生の不読率は依然高いとしており、学年が進むにつれ、読書離れが進む傾向にあることを課題とし、これらを踏まえ、県民総ぐるみで、子どもの自主的な読書活動を推進していくことを基本方針としています。

「山口県子ども読書活動推進計画（第 4 次計画）」

概要

基本方針

山口県教育振興基本計画の教育目標である「未来を拓く たくましい『やまぐちっ子』の育成」に向け、次の方針のもと、県民総ぐるみで、子どもの自主的な読書活動を推進する。

I 県民総ぐるみによる子どもの読書活動の推進

1 家庭における取組

- ・「家読（うちどく）」の促進、読書活動に資する情報提供、ブックスタート等の取組の普及など、家庭における読書を支援する取組の推進

2 地域における取組

(1) 公立図書館における取組

- ・図書館資料の充実と提供
- ・子ども向け行事の開催など読書に親しむ機会の提供
- ・図書の利用や出張講座等による、学校や幼稚園、保育所等への支援
- ・図書館の運営の状況に関する評価等の実施

(2) 児童館や公民館等における取組

- ・地域協育ネットの仕組みも活用した、情報提供や読み聞かせ等の読書活動の促進等

3 学校等における取組

(1) 幼稚園や保育所等における取組

- ・子どもが本とふれあうきっかけづくりの促進等

(2) 小学校・中学校・高等学校等における推進

- ・発達の段階に応じた自主的、対話的な読書活動や全校読書活動の推進等、読書指導の充実
- ・学校図書館の整備・充実
- ・「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かした、地域人材や民間読書ボランティア団体との連携・協働
- ・特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進

II 子どもの読書活動を支える人材の育成

- ・公立図書館における司書の適切な配置と資質の向上
- ・司書教諭及び学校司書の配置促進、専門性や資質の向上
- ・幼稚園教諭、保育士、保育教諭の資質の向上
- ・民間読書ボランティア団体のネットワーク化や研修の機会の提供

III 普及啓発活動

- ・保護者に対する読書の重要性等の普及啓発
- ・「子ども読書の日」等を中心とした普及啓発の促進
- ・優れた子ども読書活動の取組に対する表彰

IV 山口県子ども読書支援センターにおける取組

- ・家庭や公立図書館、学校関係者、民間読書ボランティア等に対する資料・情報提供の充実
- ・研修の実施や講師派遣等による子どもの読書活動を支える人材の育成
- ・公立図書館や学校、民間読書ボランティア団体、行政機関等の連携・協働の促進

第3章 第3次光市子どもの読書活動推進計画の成果と課題

光市では、子どもの読書活動のさらなる充実を目指し、「第3次光市子どもの読書活動推進計画」で定めた3つの基本方針に基づき、「子どもの自主的な読書活動を支えるために」を基本理念として、家庭、地域、学校等、図書館及び関係機関が相互に連携・協力しながら読書活動の推進を図りました。

基本方針 1	家庭・地域における読書活動の推進
基本方針 2	学校等における読書活動の推進
基本方針 3	図書館における読書活動の推進

1 基本方針 1 家庭・地域における読書活動の推進

《これまでの取組と成果》

(1) 子育てにおける読書活動への理解の促進

母子保健推進員活動や母親教室等で、妊娠期から乳幼児期を通しての絵本の読み聞かせの大切さ等の啓発活動を推進しました。

令和元年度からは、ブックスタート事業※を開始し、健康増進課・子ども家庭課・図書館で連携を図り、母子保健推進員の訪問時に絵本を届けるなど、読書への関心を高め、家庭での読書活動を支援しました。

また、子育て情報誌「チャイベビ」や「チャイベビつうしん」において、家庭での読書活動の大切さ、絵本の楽しさや読み聞かせに適した絵本の紹介をすることにより、保護者の子どもの読書に対する理解の促進を図りました。

(2) 各施設における児童書の充実

各コミュニティセンター、子育て支援センターや児童館等の子どもたちが集う施設においては、子どもや親子が、様々な本とふれあえるよう、図書コーナーの整備・充実を図りました。また、市立図書館の団体貸出を利用するなど、幅広いジャンルの資料の提供に努めました。

(3) 絵本の読み聞かせ等の機会の充実

子どもが読書に親しむ機会を提供するため、各施設において、地域ボランティア等との協働によるおはなし会等を開催しました。

※乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本等を手渡す活動

■ 開催状況

「おはなしでてこい」（子ども家庭課）

※チャイビステーションで毎日行った絵本や紙芝居の読み聞かせ

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開催回数	488回	409回	325回	383回	256回
参加人数	5,334人	4,044人	4,227人	2,988人	2,889人

「なかよし広場」（子ども家庭課）

※チャイビステーションの行事の一つで、子育てに関する各種講座の中で行ったおはなし会

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開催回数	17回	25回	24回	11回	7回
参加人数	1,011人	1,351人	1,323人	623人	238人

「保育出前講座」（子ども家庭課）

※市内の各コミュニティセンターで行った保育出前講座での読み聞かせ

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開催回数	6回	4回	4回	---	---
参加人数	356人	186人	138人	---	---

「子育て支援の「わ」事業」（子ども家庭課）

※市内の幼稚園・保育所で行った未就園児の集いでの読み聞かせ

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開催回数	44回	46回	29回	35回	38回
参加人数	968人	756人	606人	358人	288人

「おはなし会」（児童館）

※わかば児童館で行ったおはなし会

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開催回数	12回	9回	4回	7回	8回
参加人数	74人	45人	8人	16人	24人

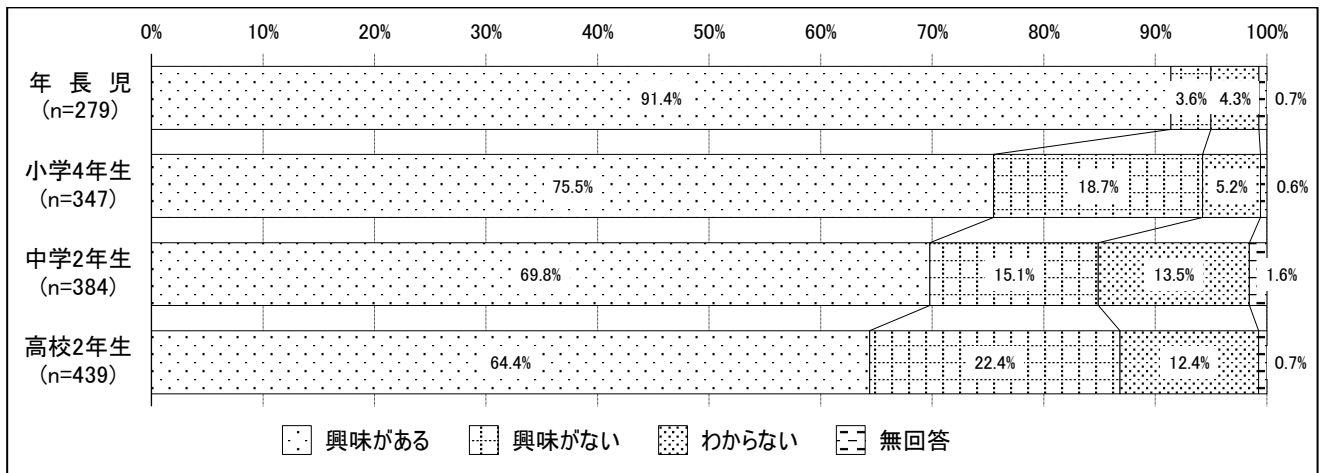
■ 蔵書数及び貸出数

コミュニティセンター図書（10館合計・一般書含む）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
蔵書数	22,126冊	21,694冊	20,649冊	20,702冊	20,114冊
貸出数	8,903冊	6,853冊	6,777冊	6,670冊	2,987冊

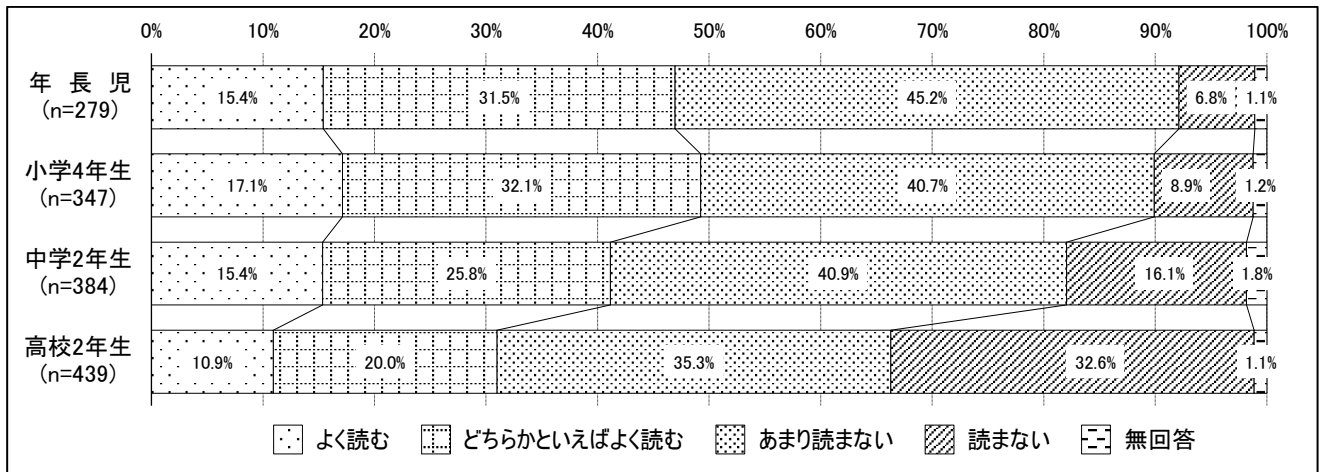
読書活動に関するアンケート調査結果

Q お子さん（あなた）は、絵本（または本）に興味をもちますか？（P.35 - Q1）



・年齢が上がるとともに、本への興味が低くなっていることがうかがえます。

Q あなたの家族は、本をよく読みますか。（P.38 - Q16）



・年齢が上がるとともに、家族も本を読まない割合が増えていることがうかがえます。

《課題》

子どもの読書習慣は、日常生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう保護者が意識していくことが大切です。

また、年齢が上がるにつれ読書をする時間が少なくなることから、家庭での読書が身近なものとなるような働きかけが必要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策により、事業の中止や延期、参加人数の制限等がなされました。今後は、「新しい生活様式」を踏まえた読書活動の推進を図っていくことが重要となることから、より子どもの身近に、本とふれあえる場所づくり、安心して本を読む環境づくり、読書へのきっかけづくりが必要です。

2 基本方針2 学校等における読書活動の推進

《これまでの取組と成果》

(1) 幼稚園・保育所

幼稚園・保育所において、展示コーナーでの絵本の紹介や園だより等を通じて、読書の楽しさや大切さを伝えるとともに、保護者への図書の貸出を促進するなど、図書コーナーの開放を進め、家庭における読み聞かせにつながる読書活動の推進に努めました。

子どもたちがいつでも落ち着いた雰囲気の中で本とふれあえるよう、図書コーナーの環境整備や発達段階に応じた図書の充実を図るとともに、日々の活動の中で、子どもが想像力豊かに楽しみながら絵本等のおはなしに親しむ機会の提供として、絵本の読み聞かせや紙芝居、パネルシアター等を実施しました。

(2) 学校

ア 子どもたちの自主的な読書活動の啓発に関する取組

一斉読書や朝読書の実施、読み聞かせやブックトーク等、各校の特色を生かした読書指導・読書活動を継続して行い、子どもの読書への興味・関心を高めるよう努めました。

また、図書委員やPTA等による図書ボランティア活動の活性化を図り、POPによる図書の紹介や選書会等の様々な読書イベントを行い、児童生徒や保護者に対し情報発信をすることにより、全校的に読書に対する興味・関心を高め、保護者への啓発活動を推進しました。

読書活動や総合的な学習の時間における調べ学習支援のため、市立図書館が行う巡回図書*の配本を活用しました。

イ 図書資料の充実及び読書環境の整備

学校図書館が、「読書センター」、「学習センター」及び「情報センター」としての機能を効果的に発揮できるよう、資料の充実を図りました。

展示コーナーやレイアウト等の工夫を行い、読書に親しむ場や学習の場として、子どもが利用しやすい環境づくりに努めました。

児童生徒が学習活動において、情報を適切に収集・選択・活用できるよう、蔵書の管理方法等の検討を行い、小・中学校の学校図書館にパソコン端末を整備し、小学校1校をモデル校として、蔵書管理システムを導入しました。

ウ 子ども読書活動推進のための人材の育成及び活用

小・中学校において、図書館利用時間の確保や授業での資料利用の促進等、学校図書館の活性化を図り、児童生徒の読書活動を積極的に支援するため、司書教諭及び図書指導員の配

*児童生徒の学習活動及び読書活動の充実を図るため、月2回、学校や放課後児童クラブ（サンホーム）及び児童館からの依頼に応じ、図書を配本すること

置に努め、専門的な研修等への参加による資質の向上を目指しました。また、市立図書館と学校の連携を促進するための連携マニュアルを作成し、活用を図りました。

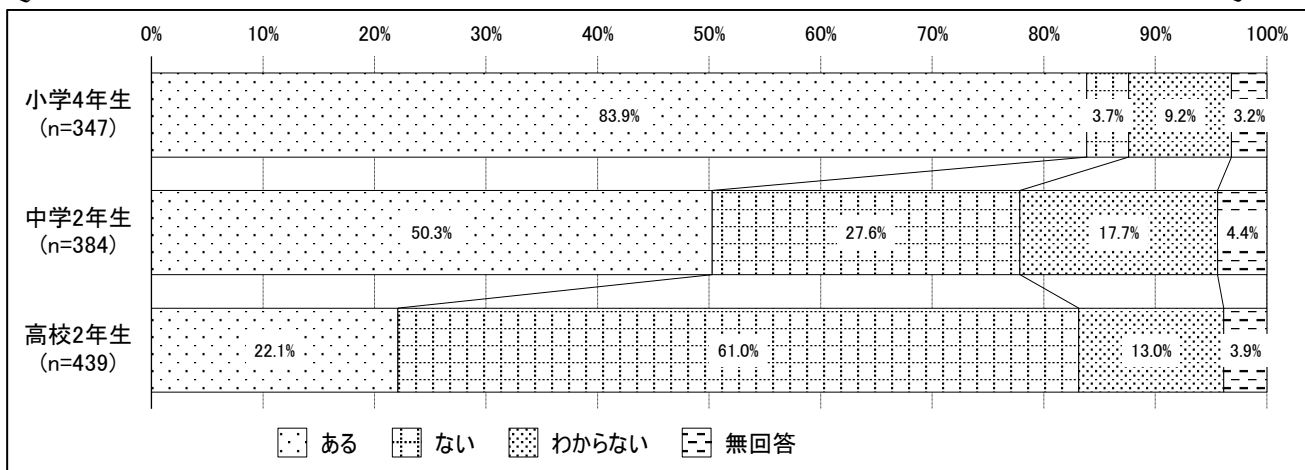
■ 貸出状況

学校巡回図書（16校合計）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
巡回件数	73 件	70 件	55 件	66 件	72 件
貸出冊数	1,354 冊	1,184 冊	736 冊	1,078 冊	1,558 冊

読書活動に関するアンケート調査結果

Q あなた（お子さん）は、授業で学校図書館の本を利用したことがありますか？（P.41 - Q1）



・学年が上がるにつれて、授業での図書館の利用が低くなっていることがうかがえます。

《課題》

幼稚園・保育所においては、月齢や発達段階に応じ、様々な興味・関心に応えられるよう、魅力的な絵本の収集に努める必要があります。

また、在園児や未就園児の保護者へ、園の開放や絵本の貸出などの様々な機会を通じて、読み聞かせの大切さを伝えていく必要があります。

学校においては、学校図書館の活性化を図るために、司書教諭や図書指導員、PTA、図書ボランティア等の連携を促進し、学年に応じた多彩な行事を通じて読書活動を推進するとともに、子どもが多様な読書に取り組めるよう資料を充実させ、魅力ある学校図書館づくりを進める必要があります。

また、ハンディキャップのある子どもたちや外国語を母語とする子どもたちに対しての更なる読書支援が必要です。

3 基本方針3 図書館における読書活動の推進

《これまでの取組と成果》

(1) 図書資料の充実及び読書環境の整備

子どもの読書活動推進の中核施設として、子どもの年齢や発達段階に応じた資料の選定に努め、児童図書の計画的な充実を図りました。

新着本の紹介やテーマ別の図書の展示等を行い、子どもが本を手に取りやすいレイアウト等を工夫し、利用しやすく魅力ある環境の整備に努めました。

(2) 子どもの読書活動推進のための各種サービスの充実

子どもが読書に親しむ機会を提供するため、おはなし会等の各種イベントを開催しました。また、光市立図書館ボランティア活動協議会等との協働による各種事業の充実を図りました。

点字資料や各種視聴覚資料等の充実を図るとともに、所蔵している布絵本の活用促進に努めました。

幼稚園・保育所、学校に対し出前おはなし会や出前講座を実施し、読書の楽しさや大切さを伝えるとともに、市立図書館の活用方法等を説明し、利用促進を図りました。

読書や市立図書館への興味・関心を深めるきっかけとして、小学生への図書館見学、中学生・高校生へのキャリア教育[※]の一環として職場体験を受け入れました。

高等学校との連携を図り、高校生によるおすすめ本のPOP展示を行いました。

「令和元年度全国公共図書館研究集会（児童・青少年部門）」（島根県開催）において、「光市立図書館の乳幼児サービスについて～つながるサービスを目指して～」と題し、わらべうたを取り入れた乳幼児のためのおはなし会や、産科病院との連携による取組の事例報告を行いました。

(3) 子どもと本をつなぐ地域の人・団体等の育成・支援

地域活動団体や読書ボランティア等に対して講習会等を行い、子どもに対して本の楽しさを伝えるための知識や技術等の資質向上に努めました。

また、おはなし会等のボランティア活動を行ってきた人や団体が講師となり、新たなボランティアの育成・支援を行いました。

ボランティアが活躍する場として、おはなし会等を企画・調整しました。

(4) 子どもの読書活動に関する周知・啓発

ホームページに行事案内等を掲載するとともに、Facebook ページを活用し、おすすめ本の紹介等の情報発信を行いました。

子どもの読書活動に関する講演会の開催や、読書に親しむきっかけづくりとなる各種事業の

[※] 児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育

実施を通じて、子どもの読書活動推進についての意義・重要性の普及啓発に努めました。

■ 開催状況

「子どもの読書活動推進講演会」

年度	内容	講師	参加人数
平成 28 年度	子どもと本をつなぐ ～小学生への読み聞かせ、中学生への読み聞かせ～	小林 いづみ	45 人
平成 29 年度	子どもも大人も本を読もう！ ～私の読書体験から～	室積 光	56 人
平成 30 年度	Bun ちゃんで SHOW！	荒木 文子	70 人
令和 元 年度	今、子どもたちに伝えたいこと！！	虹山 つるみ	30 人
令和 2 年度	---	---	---

光市立図書館 主催事業

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開催回数	22 回	20 回	13 回	11 回	8 回

ボランティアとの協働による各種事業

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開催回数	18 回	16 回	15 回	14 回	1 回

ボランティア育成・支援講座

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開催回数	3 回	3 回	3 回	1 回	---

■ 実施状況

「出前講座」「講師派遣」実施

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実施回数	3 回	3 回	5 回	6 回	1 回

「出前おはなし会」「ブックトーク」実施

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実施回数	28 回	33 回	19 回	18 回	5 回

「来館おはなし会（園児）」「図書館見学（小学生）」「職場体験（中学生・高校生）」受入

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
来館おはなし会	2 回	3 回	2 回	3 回	---
図書館見学	3 回	2 回	2 回	2 回	1 回
職場体験	4 回	6 回	6 回	5 回	---

■ 山口県子ども読書活動団体表彰

年度	団体名	発足年月
平成 23 年度	語りの会ひかり	平成 11 年 12 月
平成 27 年度	絵本の読みあいグループ	平成 15 年 4 月
平成 29 年度	光布絵本の会にじ	平成 18 年 6 月
令和 2 年度	エブパネ	平成 18 年 3 月

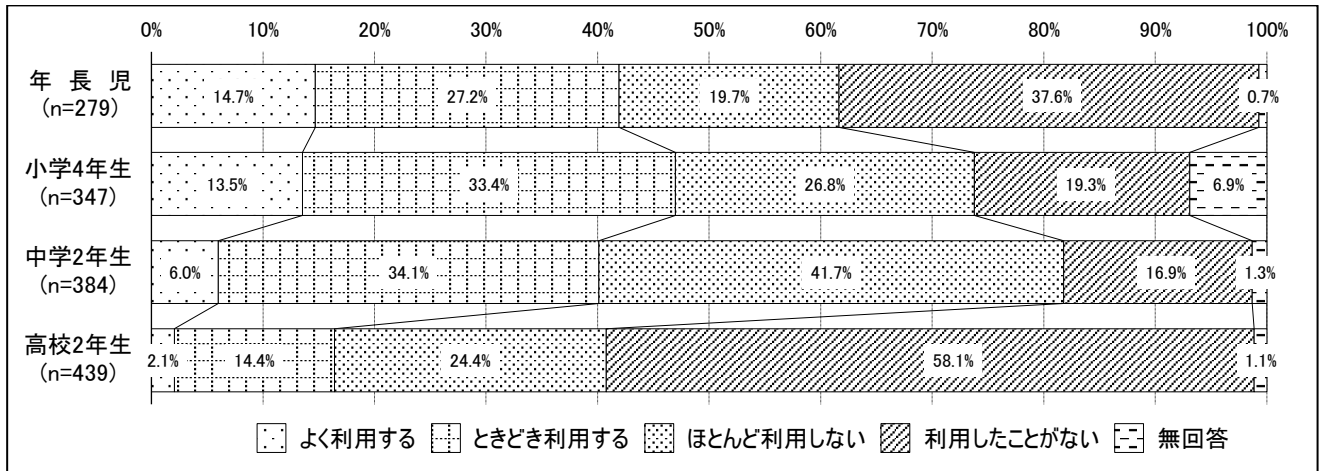


産科病院でのわらべうたとはじめての絵本教室

絵本を通じた「語りかけ」や「ふれあい」は、赤ちゃんの豊かな心を育みます。産科病院と連携し、絵本の楽しさや読み聞かせの大切さを伝えています。

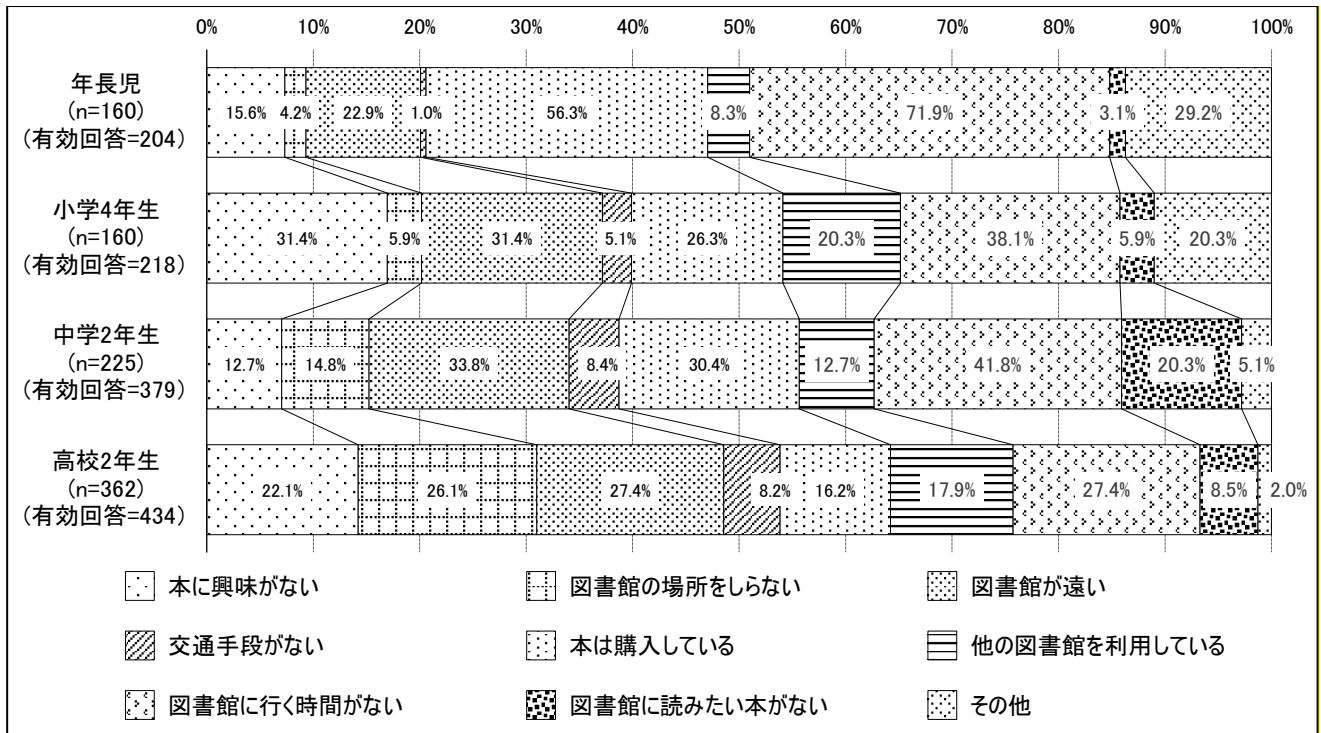
読書活動に関するアンケート調査結果

Q あなた（お子さん）は、光市立図書館を利用したことがありますか？（P.37 - Q13）



・年長児から中学2年生までは、「よく利用する」と「とくどき利用する」の合計が40%を超えていますが、高校2年生になると16.5%に低下しています。

Q 前問で「ほとんど利用しない」と「利用したことがない」と答えた方へ、その理由をおたずねします。（P.38 - Q14-1）



・すべての年代において、図書館に行く時間がないことが主な理由となっています。

《課題》

家庭、地域、学校等との連携をさらに深め、一層幅広く多様な読書活動へとつなげていくための支援が必要です。

そのために、子ども自身への発達段階に応じた働きかけを行い、地域の実情や読書環境の変化に留意しつつ、保護者や子どもの周囲の大人たちへ子どもの読書活動の意義を周知していくとともに、光市立図書館ボランティア活動協議会や民間団体等と連携・協力した施策を実施する必要があります。

「光市子どもの読書活動推進庁内委員会」が取組状況の点検・評価を行い、関係各所管課と進捗状況や課題を共有して、子どもの読書活動を推進していくことが重要です。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、「新しい生活様式」を踏まえて導入した電子図書館サービスの周知を図り、子どもの読書活動へとつなげていく必要があります。

4 成果数値

(1) 市立図書館の児童書蔵書数

策定時	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	目標値
47,589冊	48,736冊	49,076冊	49,667冊	49,678冊		50,000冊

(2) 市立図書館の児童書貸出数

策定時	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	目標値
88,351冊	89,399冊	83,498冊	77,181冊	70,570冊		91,000冊

第4章 子どもの読書活動推進のための方策

1 基本理念

本市では、第一次計画で「豊かな『ことば』と『こころ』を育むために」を、第二次計画で「本との出会いをすべての子どもたちに」を、第3次計画で「子どもの自主的な読書活動を支えるために」を基本理念に掲げ、子どもの読書活動推進に取り組んできました。

市立図書館は、SDGsの17の目標のうち、主に「4 質の高い教育をみんなに」を目指し、すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進するよう、各施策の推進を通じてSDGsの達成に貢献することとしています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画では、これまでの計画の理念と取組を継承するとともに、

本とつながる

～子どもたちが読書を通じて、多様な考え方、生き方とつながる

未来につながる

～子どもたちが社会の変化と向き合いながら、自ら課題を解決する力を身に付けられるよう、発達の段階に応じた読書活動を通じて、成長につながる

人がつながる

～社会全体で子どもの読書活動の推進に取り組むことを目指し、家庭、地域、学校等がより相互につながる

以上により、基本理念を次のように定めます。

～つながる読書活動をめざして～

2 基本方針

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じたつながりのある、切れ目のない読書活動が行われることが重要なことから、次の3つの基本方針に基づき具体的な取組を進めます。

基本方針1 乳幼児期における読書活動の推進

基本方針2 各学校段階における読書活動の推進

基本方針3 図書館における読書活動の推進

3 主な指標

発達段階に応じた読書活動を支えるため、目標を次のとおり設定します。

指標名	近況値 (令和2年度調査)	目標値 (令和7年度調査)
週1回以上読書する割合		
年長児	76.0%	90.0%以上
小学4年生	80.6%	
中学2年生	90.8%	
高校2年生	56.5%	

※子どもの読書活動に関するアンケートによる(図書館5年毎調査)

指標名	近況値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
児童書貸出数	70,570冊	82,000冊

1 基本方針1 乳幼児期における読書活動の推進

子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう、子どもにとって最も身近な存在である保護者が関わり、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが大切です。

家庭においては、くつろいだ雰囲気の中で読み聞かせをしたり、乳幼児向けのおはなし会等に出向いたりするなど、子どもが読書に親しむきっかけをつくり、継続して行うことが重要です。

家庭における読書活動が進むよう、様々な機関が連携・協力して、必要な支援を行います。

(1) 妊娠期・乳幼児期における読書活動に役立つ情報提供

妊娠期から、母子保健推進員活動や母親教室等において、絵本の読み聞かせの大切さや絵本の紹介等、情報の提供に努めます。

子育て情報誌「チャイベビ」や「チャイベビつうしん」等の冊子を通じて、家庭での読書活動の大切さや絵本の楽しさを紹介するなど、保護者の子どもの読書に対する理解の促進を図ります。

幼稚園・保育所においては、展示コーナーでの絵本の紹介や園だより等を通じて、読書の楽しさや大切さを伝えるとともに、未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することに努めます。

関係機関においては、市立図書館の利用案内や妊娠期・乳幼児期における読書活動推進に関する冊子やチラシ等を掲示や配布するなど、情報の提供に努めます。

(2) 各施設における環境の整備や図書の充実

幼稚園・保育所においては、子どもたちが安心して本とふれあえるように図書コーナーの環境整備や、発達段階に応じた図書の充実に努めます。また、保護者への図書の貸出を行うなど、図書コーナーの開放を進め、家庭における読み聞かせの実践につながる読書活動を促進します。

子育て支援センターや児童館等の子どもたちが集う施設においては、子どもや親子が、安心して図書にふれることができるスペースの環境整備や図書の充実に努めます。

各施設においては、市立図書館と連携し、団体貸出を利用するなど、多彩な資料の提供に努めます。

(3) 絵本の読み聞かせ等の読書に親しむ機会の充実

ア ブックスタート事業の拡充

ブックスタート事業を通じて、はじめて絵本とふれあう体験や読書への関心を高め、家庭

での読書活動の支援を行います。また、子どもと関わる機関が連携し、おはなし会等の絵本とふれあう機会の充実に努め、家庭での継続的な読書活動につながる展開を図ります。

イ 絵本やおはなしに親しむ多様な機会の工夫

幼稚園・保育所においては、日々の活動の中で、子どもが想像力豊かに楽しみながら発達の段階に応じた絵本やおはなしに親しむ機会として、絵本の読み聞かせや紙芝居、パネルシアターの実演等を行います。

各施設において、ボランティア等との協働によるおはなし会等の開催を促進し、絵本やおはなしに親しむ多様な機会の提供に努めます。

主な取組	主な所管
市立図書館の団体貸出の利用	関係各課 図書館
絵本の読み聞かせ等の実施	幼稚園・保育所
ボランティア等との協働によるおはなし会等の開催	関係各課



来館おはなし会（園児）

ボランティアと協働で、おはなし会を実施しています。楽しい体験を通じて、本や図書館に親しみを感じてもらえるよう、プログラムも工夫しています。

2 基本方針 2 各学校段階における読書活動の推進

学校は、子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、大きな役割を担っています。

教職員と学校司書（図書指導員）が連携し、読書活動や調べ学習の拠点として学校図書館の環境を整え、本市ならではのコミュニティ・スクール^{*}を基盤とした小中一貫教育において、学校間・校種間連携を図るとともに、保護者や地域ボランティアの協力を得ながら子どもの読書活動を効果的に推進します。

そのため、家庭においても、保護者が読み聞かせを継続したり、子どもと同じ本を読み感想を話し合う家読（うちどく）に取り組んだり、図書館に出向いたりするなど、一緒に読書に親しめるよう啓発に努めます。

(1) 発達の段階に応じた読書活動に役立つ情報提供

ア 冊子やチラシ等による情報提供

学校だよりや図書だより等を通じて、おすすめ本や新刊図書の情報を提供し、子どもが自ら情報を収集・選択・活用できるよう支援し、読書の質の向上を図ります。

市立図書館や関係機関からの、利用案内及び子どもの読書活動推進に関する冊子やチラシ等を掲示や配布するなど、情報の提供に努めます。

イ 図書委員や図書ボランティア等の活動による理解の促進

図書委員や図書ボランティア等による図書館クイズや読書ビンゴ等の様々な読書イベントを通じて、全校的に子どもの読書活動に対する興味・関心を高めます。

学校のホームページ等において読書イベントの様子を紹介するなど、保護者等への情報提供に努め、子どもの読書活動について理解の促進を図ります。

(2) 各学校等における読書環境の整備や資料の充実

ア 学校図書館の環境整備

資料が探しやすく選びやすい書棚の配置や見出しを設置し、展示コーナーやレイアウト等の工夫を行うなど、読書に親しむ場や学習の場として、子どもが利用しやすい環境づくりに努めます。また、より身近に本と親しめるよう、学級文庫の充実に努めます。

蔵書管理システムの導入等、情報化の推進を図ります。

イ 読書活動・学習活動を図るための資料の充実

発達の段階に応じた資料や各教科に応じた学習資料等を十分に備え、学校図書館が「読書センター」、「学習センター」及び「情報センター」としての機能を効果的に発揮できるよう、学校図書館図書標準の達成に努めます。

^{*} 学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み

司書教諭及び学校司書（図書指導員）が、多様な読書支援を行うための資質・能力の向上を図るため、研修会等への参加を推進します。

ハンディキャップのある子どもたちや外国語を母語とする子どもたち一人ひとりのニーズに応じた、様々な形態の資料の充実に努めます。

市立図書館と連携し、巡回図書の配本を利用するなど、子どもたちの多様な興味・関心に応えられる資料の提供に努めます。

(3) 自主的に読書に親しむための機会の充実

ア 読書指導・読書活動の取組

読書の習慣付けにつながる一斉読書や朝読書、本の楽しさを伝える読み聞かせ、子どもと本をつなぐブックトーク等を継続して行うなど、各校の特色を活かした読書指導・読書活動に取り組み、子どもが読書に親しむための機会の充実に努めます。

イ 多様な読書活動の推進

学校図書館の利用に関するオリエンテーションを行うなど、児童生徒の読書活動を積極的に支援し、学校図書館の利用促進を図るために、司書教諭及び学校司書（図書指導員）の配置に努めます。

家庭、地域と連携し、様々な人の参画を得ながら、協働によるおはなし会等を実施します。

ウ 学校図書館と市立図書館の新たな連携づくり

「学校図書館と市立図書館連携マニュアル」を活用し、図書館職員による出前講座や市立図書館見学の実施など、相互に連携を図ります。

電子書籍を活用した新たな読書活動、学習活動を、電子図書館と連携し推進します。

(4) 子ども同士が本でつながる活動づくり

子ども同士で本を紹介したり話し合いや批評をする機会を設けるなどの読書活動を通じて、子どもの読書意欲を高めるよう努めます。

学校間・校種間において、上級生による絵本の読み聞かせや本の紹介等、子ども同士での読書活動を通じた交流等の機会をつくることで、発達の段階に応じた継続的かつ体系的な読書活動の充実に努めます。

主な取組	主な所管
おすすめ本や新刊図書の情報を提供	各学校 図書館
学校図書館の情報化の推進	各学校 教育総務課、学校教育課
市立図書館による巡回図書の配本の利用	各学校 関係各課、図書館
一斉読書や朝読書等の実施	各学校
図書委員や図書ボランティア等との協働によるおはなし会等の実施	各学校 図書館
★ 市内中学校と電子図書館が連携した電子書籍の活用	各学校 学校教育課、図書館
★ 学校間・校種間交流等による子ども同士での読書活動の推進	各学校 学校教育課、図書館

★ 新規取組



施設見学（小学生）

施設見学を通じて、図書館の仕事や役割を知る機会をつくり、利用の仕方やマナーを学びます。

3 基本方針3 図書館における読書活動の推進

図書館は、誰もが利用できる身近な生涯学習施設です。

子どもが多様な本と出会い、自ら読みたい本を選択し、読書の楽しさを知る機会を得られるとともに、子どもの読書についての経験と知識を有している司書等に相談できる場所です。

子どもたちの読書活動を推進するため、読書環境の整備、サービスの向上及び読書活動についての普及啓発を図り、子どもの読書活動を支える人材の育成に努め、学校等と連携し、子どもの読書活動の向上を図ります。

(1) 子どもの読書活動推進に役立つ情報提供

ブックスタート事業のフォローアップ事業として、赤ちゃん絵本のブックリストを作成・配布し、家庭における読み聞かせが継続するよう理解の促進に努めます。

子どもと同じ本を読んで感想を話し合う「家読（うちどく）」を推進するためのリーフレットを作成し、学校等を通じて家庭へ配布するなど、読書に関する情報提供に努めます。

子どもの読書活動に関する講演会の開催や、読書に親しむきっかけづくりとなる各種事業の実施を通じて、子どもの読書活動推進についての意義・重要性の理解の促進に努めます。

また、子どもの読書に関わる人や団体の取組や活動情報等を図書館のホームページやFacebook ページで発信するなど、情報提供に努めます。

(2) 環境整備や資料の充実

ア 図書館の環境整備

新着本の紹介、季節やテーマ別の図書の展示等を行い、子どもが本を手に取りやすいレイアウト等を工夫し、利用しやすく魅力ある環境の整備を行います。

また、中学生・高校生が、自らの生き方や進路についての情報等が得られるよう、ティーンズコーナーの資料の充実、レイアウト等の工夫を図ります。

すべての子どもが読書を楽しめるよう、図書館利用に配慮が必要な子どもの環境整備に努めるとともに、分かりやすいサイン等により利用しやすい図書館を目指します。

イ 多様な資料の充実

長年読み継がれてきた図書を中心に、子どもの発達段階に応じた資料の選定に努めるとともに、多様な読書支援を図るために児童図書の計画的な充実を図ります。

点字資料や各種視聴覚資料等の充実を図るとともに、所蔵している布絵本や洋書絵本等の周知を図り、読書活動に困難を抱える子どもや外国籍児童等の多様なニーズに対応した資料の充実を努めます。

ウ 電子書籍の活用

「新しい生活様式」を踏まえた新たな読書活動として、電子書籍を活用した読書推進に取り組みます。

読み上げや文字サイズ変更等の電子書籍ならではの機能があるコンテンツを充実させ、読書への関心を高めていきます。

(3) 読書に親しむ機会の充実

ア 子どもと本をつなぐための機会の充実

発達段階に応じたおはなし会等の各種イベントを開催し、図書館に親しみを感じ、楽しみながら本と出会う機会を提供します。また、光市立図書館ボランティア活動協議会等との協働による多様な事業を実施します。

イ 出前おはなし会、図書館見学等の実施

幼稚園・保育所、学校等に対し出前おはなし会や出前講座等を実施し、読書の楽しさや大切さを伝えるとともに、市立図書館の利用促進を図ります。

図書館見学の受け入れや、キャリア教育の一環としての職場体験の受け入れを実施し、公共の場としての図書館を知ってもらうとともに、図書館の仕事への興味・関心を高めます。

(4) 幅広い活動を行えるボランティアの育成・支援

子どもに対して本の楽しさを伝えるための知識や技術等の向上を図るため、地域活動団体や読書ボランティア等に対して講習会等を開催します。

図書館職員やボランティア活動を行ってきた人及び団体が講師となり、新たなボランティアの育成を行う機会や場の提供を行うとともに、多様な読書活動を支援します。

新たに、次世代のボランティアを育成するため、中学生・高校生を対象とした講習会等を行います。

(5) つながる読書活動への取組

ア 学校等との連携

多様な読書活動に取り組むために、「学校図書館と市立図書館の連携マニュアル」の活用を促進し、相互に連携を図りながら、より効果的に子どもの読書活動の推進に努めます。

また、子どもの集まる施設やボランティア団体等への団体貸出を促進し、子どもの身近に本とふれあえる場所や機会を増やすなど、市立図書館とつながる連携を推進します。

イ 子どもと関わるすべての人がつながる支援

子どもが、本や人とつながるために、子育て支援事業との連携や異年齢、学校間・校種間の交流等の機会をつくります。

生涯学習や読書の楽しみへとつながる読書活動を推進するために、本の選び方や調べ学習への相談に応じます。

民間団体等と連携し、経済的理由等の様々な困難を抱える子どもの読書活動を推進します。

また、子どもの成長とともにご家庭で読まれなくなった絵本や児童書及び学習参考書等の有効活用を図ります。

主な取組	主な所管
子どもの読書活動推進に関する講演会等の開催	図書館
★ 赤ちゃん絵本のブックリストの作成・配布	図書館
★ 電子書籍を活用した読書活動の推進	図書館 各学校、学校教育課
光市立図書館ボランティア活動協議会との協働事業の実施	図書館
出前おはなし会、出前講座、図書館見学等の実施	図書館
★ 次世代ボランティア（中学生・高校生）の育成	図書館
★ 子どもと関わる人及び団体との連携・活動支援	図書館 関係各課
★ 本とつながる支援事業（ブックリサイクル）の実施	図書館 関係各課

★ 新規取組



幼児絵画展（光市文化センター）

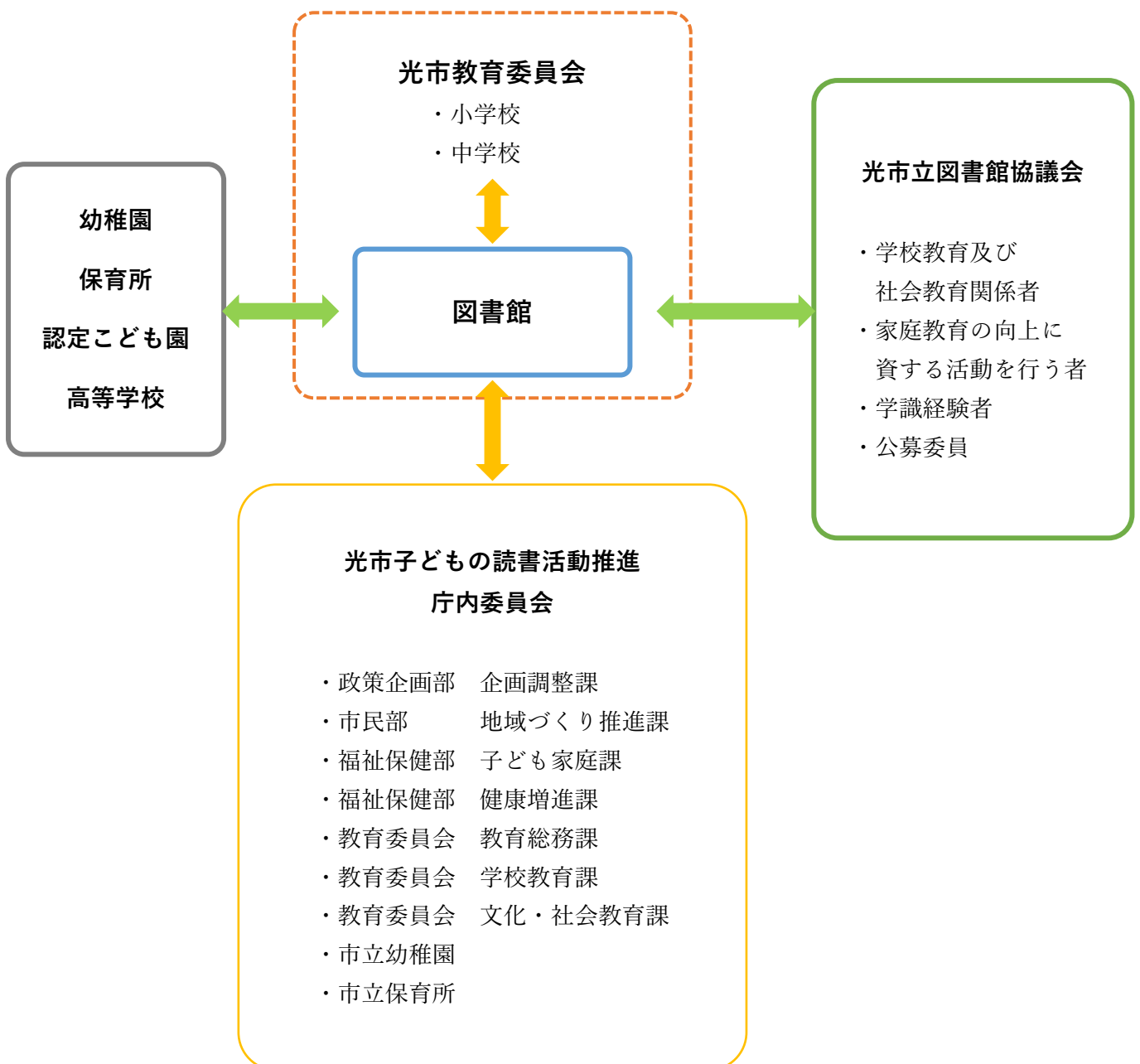
市内の幼稚園・保育所の子どもたちが描いた「おはなし」に関する絵画の展示をしています。描くことやお友達の絵をみることで、絵本への興味・関心を高めます。

1 推進体制

本市では、関係各所管課等の職員により構成された「光市子どもの読書活動推進庁内委員会」を設置しています。

本計画を総合的かつ計画的に推進していくため、計画に基づく施策や取組状況の点検・評価を行い、関係各所管課と進捗状況や課題を共有します。

また、光市立図書館協議会の意見を聴取し、計画の取組における参考とします。



参考資料

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念のっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念のっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。
(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。
(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

2 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」について（通知）

14文科ス第210号

平成14年8月9日

このたび、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき、平成14年8月2日に、別添のとおり、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。

本基本計画は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため政府が策定するもので、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、そのための環境の整備を推進する観点から、平成14年度からおおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を示したものであります。

その内容は、「家庭、地域、学校を通じた、子どもが読書に親しむ機会の提供」、「図書資料の整備などの諸条件の整備・充実」、「学校、図書館などの関係機関、民間団体等が連携・協力した取組の推進」、「社会的気運醸成のための普及・啓発」等となっています。

政府においては、本基本計画に基づき、関係府省等の緊密な連携の下、子どもの読書活動の推進に関する施策の一層の充実を図っていくこととしております。

については、本基本計画の内容等を踏まえ、子どもの読書活動の推進のための取組が一層適切に行われるよう御配慮をお願いします。

特に、各都道府県教育委員会及び各都道府県知事におかれては、下記の点に御留意の上、子どもの読書活動の推進に関する施策の一層の推進に努められるようお願いいたします。

あわせて、このことについて、域内の市町村教育委員会及び市町村長に周知していただくようお願いいたします。ま

た、所管又は所轄の学校、図書館その他の教育機関及び学校法人、関係団体等に対しても本基本計画の内容等を周知していただくようお願いします。

記

1 子ども読書活動推進計画の策定

都道府県は、法第9条第1項の規定に基づき、基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、「都道府県子ども読書活動推進計画」を策定するよう努められたいこと。

市町村は、法第9条第2項の規定に基づき、基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、「市町村子ども読書活動推進計画」を策定するよう努められたいこと。

2 図書館における子どもの読書活動の推進

公立図書館は、子どもの読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施、ボランティアの参加の促進、障害のある子どもに配慮した図書館サービスの充実により、子どもの読書活動の推進に努められたいこと。

また、必要な図書資料の計画的な整備及び児童室等子どもが読書を行うために必要なスペースの確保等に努められたいこと。

3 学校における子どもの読書活動の推進

学校においては、読み聞かせや「朝の読書」、各学校が目標を設定する取組などを通じて、子どもの読書に親しむ態度を育成し、読書習慣の形成が図られるよう努められたいこと。

4 図書館の設置促進

都道府県は、図書館未設置の町村が多く存在することを踏まえ、域内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村立図書館の設置及び運営に対する指導、助言等を計画的に行われたいこと。

市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置に努められたいこと。

5 学校図書館の蔵書の充実

学校図書館は、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動、読書活動を推進していく上で、また、総合的な学習の時間などにおいて多様な教育活動を展開していく上で、重要な役割を果たすものであり、各学校においては学校図書館の蔵書を充実するよう努められたいこと。特に、公立義務教育諸学校においては、学校図書館図書整備5か年計画（平成14年度から平成18年度まで）の地方交付税措置の活用などにより、蔵書の充実を図り、学校図書館図書標準の早期の達成に努められたいこと。

6 学校図書館司書教諭の配置の促進

学校図書館法の規定により、平成15年4月以降、12学級以上の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校（前期課程・後期課程）及び盲・聾・養護学校（小学部・中学部・高等部）には、必ず司書教諭を置くこととされており、有資格者の計画的な養成・配置及び円滑な発令が進むよう努められたいこと。

7 「子ども読書の日」を中心とする啓発広報の推進

「子ども読書の日」（4月23日）の趣旨を踏まえ、それにふさわしい事業の実施に努めるとともに、学校、図書館などの関係機関や関係団体との連携を図りながら、広く啓発広報を推進するよう努められたいこと。

8 推進体制の整備

子どもの読書活動の推進に関し、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組を推進する観点から、連携・協力の具体的方策の検討や関係者間の情報交換などを行うため、学校、図書館、教育委員会、健康・福祉行政担当部局等の関係行政機関、民間団体等の関係者からなる総合的な推進体制を整備するよう努められたいこと。

3 第4次光市子どもの読書活動推進計画策定懇話会設置要綱

令和3年4月9日
教育委員会告示第4号

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づく第4次光市子どもの読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に当たり、広く市民等の意見を反映させるため、第4次光市子どもの読書活動推進計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 推進計画の策定に関し意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項について協議すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育・子育て支援関係者
- (3) 読書活動関係者
- (4) 幼児教育関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 公募により選出された者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から推進計画の策定が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、懇話会の会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 会議は、会長がこれを招集し、会長がその議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、図書館において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月9日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行の日後、最初の会議は、第6条第2項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、第4条に規定する委員の任期が満了する日限り、その効力を失う。

4 第4次光市子どもの読書活動推進計画策定懇話会

構成	氏名	役職
学校教育関係者	荒瀬 浩一	光市立光井中学校 校長
	伊藤 誠子	山口県立光高等学校 司書教諭
	品川 和之	光市立三輪小学校 校長
	嶋田 典子	図書指導員
社会教育・子育て支援関係者	藤本 晋治	光市立島田小学校 PTA 会長
	藪崎 寿子	光市母子保健推進協議会 会長
読書活動関係者	兼清 一枝	光市立図書館ボランティア活動協議会 会長
幼児教育関係者	河本 知子	光市保育協会保育士部会 会長
学識経験者	廣重 順子	山口県立山口図書館 読書推進グループリーダー
公募により選出された者	三浦 久美子	語りの会ひかり 代表

5 子どもの読書活動に関するアンケート

(1) 目的

子どもの読書活動を推進していく上で、市民の実態やニーズを把握するとともに、本計画策定の基礎とするため。

(2) 調査対象

幼稚園・保育所	17園	279人	年長児の保護者
小学校	12校	347人	4年生の保護者
中学校	6校	384人	2年生
高等学校	3校	439人	2年生

(3) 調査方法

回答用紙への記入方法（園・学校に配布・回収依頼）

(4) 実施時期

ア 調査書の配布

令和2年10月14日（水）

イ 調査期間

令和2年10月27日（火） ～ 令和2年11月9日（月）

ウ 調査票の回収

令和2年11月13日（金）

(5) 調査結果

Q1 絵本（または本）に興味を持っていますか。

- ① 興味がある ② 興味がない ③ わからない

対象(人)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
年長児	255	10	12							2	279
小学4年生	262	65	18							2	347
中学2年生	268	58	52							6	384
高校2年生	247	121	67							4	439

Q2 絵本（または本）を読んであげた（読んでもらった）ことがありますか。

- ① ある ② ない ③ 覚えていない

対象(人)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
年長児	277	0								2	279
小学4年生	337	10								0	347
中学2年生	284	16	81							3	384
高校2年生	332	26	78							3	439

Q3 現在、お子さんに読み聞かせをされていますか。

- ① よくしている ② たまにしている ③ していない

対象(人)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
小学4年生	5	70	271							1	0

Q4 お子さんに、はじめて絵本を読んであげた時期はいつですか。

- ① 生後6カ月以前 ② 生後6カ月～1歳未満 ③ 1歳～2歳未満
-
- ④ 2歳～3歳未満 ⑤ 3歳以上 ⑥ 出生前（妊娠中）
-
- ⑦ その他

対象(人)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
年長児	137	87	37	5	3	5	1			4	279

Q5 お子さんに、絵本を読んであげる人は誰ですか。※複数回答可

- ① 父親 ② 母親 ③ 祖父母
-
- ④ おじ・おば ⑤ 兄弟・姉妹 ⑥ 友人
-
- ⑦ 読書ボランティア（おはなし会等で） ⑧ 幼稚園・保育園の先生
-
- ⑨ その他

対象(人)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答
年長児	184	275	142	20	83	3	19	159	3	

Q10 本はどこで手に入られましたか。※複数回答可

- ① 書店で購入した ② 図書館で借りた ③ 知人に借りた
 ④ 家にあった ⑤ 園・学校で借りた ⑥ インターネットで購入した
 ⑦ 親戚・知人からもらった ⑧ コミュニティセンターで借りた
 ⑨ その他

対象(人)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答
年長児	210	110	2	114	169	40	97	8	26	
小学4年生	271	190	14	132	226	45	50	16	6	
中学2年生	335	144	36	169	161	58	38	9	4	
高校2年生	384	75	58	140	48	40	18	1	1	

Q11 主に誰が本を選びますか。※複数回答可

- ① 本人 ② 父親 ③ 母親
 ④ 祖父母 ⑤ その他

対象(人)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答
年長児	223	60	207	41	13					
小学4年生	312	33	136	19	8					

Q12 どのようにして本を選びますか。※複数回答可

- ① 新聞・雑誌広告 ② テレビ・ラジオ ③ 本による出版情報
 ④ 店頭で見て ⑤ 図書館で見て ⑥ 人の勧め
 ⑦ インターネット情報 ⑧ その他

対象(人)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答
年長児	18	16	27	192	93	49	63	30		
小学4年生	46	38	39	201	148	55	67	7		
中学2年生	25	28	55	232	130	122	108	19		
高校2年生	23	49	59	250	60	101	141	16		

Q13 光市立図書館を利用したことがありますか。

- ① よく利用する ② ときどき利用する ③ ほとんど利用しない
 ④ 利用したことがない

対象(人)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
年長児	41	76	55	105						2	279
小学4年生	47	116	93	67						24	347
中学2年生	23	131	160	65						5	384
高校2年生	9	63	107	255						5	439

Q14-1 Q13で③、④と答えた方へ、その理由をおたずねします。※複数回答可

- ① 本に興味がない ② 図書館の場所を知らない ③ 図書館が遠い
 ④ 交通手段がない ⑤ 本は購入している ⑥ 他の図書館を利用している
 ⑦ 図書館に行く時間がない ⑧ 図書館に読みたい本がない ⑨ その他

対象(人)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答
年長児	15	4	22	1	54	8	69	3	28	
小学4年生	37	7	37	6	31	24	45	7	24	
中学2年生	30	35	80	20	72	30	99	48	12	
高校2年生	89	105	110	33	65	72	110	34	8	

Q14-2 Q13で③、④と答えた方へ、今後は光市立図書館を利用しようと思いますか。

- ① 思う ② 思わない

対象(人)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
年長児	91	38								31	160
小学4年生	64	64								32	160
中学2年生	52	149								24	225
高校2年生	58	260								44	362

Q15 光市立図書館で行われている子ども向けの行事を知っていますか。※複数回答可

- ① おはなし会 ② パネルシアター等の公演 ③ 季節に合わせた資料展示
 ④ 夏休みのイベント ⑤ 図書館まつり ⑥ 知らない
 ⑦ その他

対象(人)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答
年長児	132	28	18	53	112	107	1			
小学4年生	149	26	37	97	153	104	4			

Q16 家族は本をよく読みますか。

- ① よく読む ② どちらかといえばよく読む
 ③ あまり読まない ④ 読まない

対象(人)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
年長児	43	88	126	19						3	279
小学4年生	56	105	133	29						24	347
中学2年生	59	99	157	62						7	384
高校2年生	48	88	155	143						5	439

Q17 電子書籍を読みますか。

- ① よく読む ② たまに読む
③ 読んだことはない ④ 読んだことはないが興味がある

対象(人)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
年長児	1	9	254	12						3	279
小学4年生	4	40	237	42						24	347
中学2年生	54	116	142	66						6	384
高校2年生	58	112	217	47						5	439

Q18 家族で電子書籍を読んでいる方はいますか。※複数回答可

- ① 父親 ② 母親 ③ 祖父母
④ 兄弟・姉妹 ⑤ わからない ⑥ いない
⑦ その他

対象(人)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答
年長児	55	72	0	21		168	1			
小学4年生	70	106	4	47		163	0			
中学2年生	29	48	3	51	158	116	3			
高校2年生	20	27	3	30	155	210	1			

Q19-1 Q17で①、②と答えた方へ、いつから電子書籍を読んでいますか。

- ① 0歳 ② 1歳
③ 2歳 ④ 3歳以上

対象(人)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
年長児	0	0	0	9						1	10

Q19-2 Q17で①、②と答えた方へ、いつから電子書籍を読んでいますか。

- ① 0歳～1歳 ② 2歳～3歳 ③ 年少～年長
④ 小学校低学年 ⑤ 小学校中学年 ⑥ 小学校高学年
⑦ 中学生 ⑧ 高校生 ⑨ その他

対象(人)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
小学4年生	1	1	8	11	22					1	44
中学2年生	0	0	2	5	20	48	82		1	12	170
高校2年生	1	0	0	0	6	4	74	61	0	24	170

Q19-3 Q17で①、②と答えた方へ、何を使って電子書籍を読んでいますか。※複数回答可

- ① スマートフォン ② タブレット
③ パソコン ④ その他

対象(人)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答
年長児	5	6	1	1						
小学4年生	13	37	3	1						
中学2年生	91	77	15	8						
高校2年生	147	28	5	5						

Q19-4 Q17で①、②と答えた方へ、電子書籍のジャンルは何ですか。※複数回答可

- ① 絵本 ② 小説 ③ 一般書（実用書・参考書）
④ マンガ ⑤ 雑誌 ⑥ その他

対象(人)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答
年長児	11	5	3	8	2	2				
小学4年生	16	14	7	27	2	0				
中学2年生	1	94	13	139	13	2				
高校2年生	2	91	16	135	8	3				

Q20-1 Q17で③、④と答えた方へ、お子さんにいつから電子書籍を読ませたいですか。

- ① いますぐ ② 小学校低学年 ③ 小学校中学年
④ 小学校高学年 ⑤ 中学生 ⑥ 高校生
⑦ 大学生 ⑧ 読ませない ⑨ その他

対象(人)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
年長児	4	34	30	29	31	20	1	30	53	34	266
小学4年生	8			21	57	41	11	28	63	50	279

Q20-2 Q17で③、④と答えた方へ、今後電子書籍を読みたいと思いますか。

- ① 思う ② 思わない ③ 分からない

対象(人)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
中学2年生	74	66	54							14	208
高校2年生	48	117	77							22	264

Q21 あなたは、光市立図書館に電子書籍を導入した場合、利用してみたいと思いますか。

- ① 思う ② 思わない ③ 分からない

対象(人)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
年長児	74	52	147							6	279
小学4年生	106	77	136							28	347
中学2年生	144	94	132							14	384
高校2年生	76	149	201							13	439

■ 学校図書館について

Q1 授業で学校図書館の本を利用したことがありますか。

- ① ある ② ない ③ わからない

対象(人)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
小学4年生	291	13	32							11	347
中学2年生	193	106	68							17	384
高校2年生	97	268	57							17	439

Q2 授業以外で学校図書館の本を利用したことがありますか。

- ① よく利用する ② ときどき利用する ③ ほとんど利用しない
-
- ④ 利用したことがない ⑤ わからない

対象(人)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
小学4年生	72	140	60	28	35					12	347
中学2年生	98	138	85	39	6					18	384
高校2年生	12	55	109	214	28					21	439

Q3 授業以外でいつ学校図書館の本を利用しますか。※複数回答可

- ① 昼休み ② 昼休み以外の休み時間 ③ 始業前
-
- ④ 放課後 ⑤ 利用しない ⑥ その他

対象(人)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答
小学4年生	138	78	26	30	73	37				
中学2年生	182	31	96	26	74	41				
高校2年生	66	9	27	30	298	3				

Q4 夏休み等の長期休業中に学校図書館の本を利用したことがありますか。

- ① よく利用する ② ときどき利用する ③ ほとんど利用しない
-
- ④ 利用したことがない ⑤ 利用できるかわからない ⑥ その他

対象(人)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
小学4年生	47	97	87	91	11	5				9	347
中学2年生	23	71	107	142	26	0				15	384
高校2年生	7	28	88	284	13	0				19	439

Q5 学校図書館は利用しやすい場所にありますか。

- ① 利用しやすい ② どちらかと言えば利用しやすい
-
- ③ どちらかと言えば利用しにくい ④ 利用しにくい
-
- ⑤ わからない

対象(人)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
小学4年生	150	96	31	8	50					12	347
中学2年生	157	96	50	26	40					15	384
高校2年生	110	119	49	32	108					21	439
